

瀬戸市告示第 1 2 7 号

平成 2 7 年瀬戸市告示第 1 5 5 号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく地方税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和 6 年 1 2 月 2 0 日

瀬戸市長 川本 雅之

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表			別表		
第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄	第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
規則第 1 条第 2 号	官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成 2 6 年政令第 1 5 5 号。以下「令」という。）第 1 2 条第 1 項第 1 号に掲げる書類に記載された氏名及び出生の年月日又は住所（以	<省略>	規則第 1 条第 2 号	官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成 2 6 年政令第 1 5 5 号。以下「令」という。）第 1 2 条第 1 項第 1 号に掲げる書類に記載された氏名及び出生の年月日又は住所（以	<省略>
		<省略>			<省略>
		<省略>			<省略>
		<u>規則第 1 条の 2 第 1 項</u> に規定する個人番号利用事務等実施者（以下「個人番号利用事務等実施者」という。）が発行した書類であって識別符号又は暗証符号等による認証により当該書類に電磁的方法により記録された個人識別事項を認識できるもの（			<u>規則第 2 条第 1 項</u> 柱書に規定する個人番号利用事務等実施者（以下「個人番号利用事務等実施者」という。）が発行した書類であって識別符号又は暗証符号等による認証により当該書類に電磁的方法により記録された個人識別事項を認識できるもの（

	<p>下「個人識別事項」という。)が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者(法第9条第3項の規定により情報提供用個人識別符号を利用する者を除く。以下同じ。)が適当と認めるもの</p>	<p>提示時において有効なものに限る。)</p> <p><省略></p> <p><省略></p>		<p>下「個人識別事項」という。)が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの</p>	<p>提示時において有効なものに限る。)</p> <p><省略></p> <p><省略></p>
規則第2条第1項第6号	<p>官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(法第2条第5項に</p>	<p><省略></p> <p>自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書(提示時において作成した日から6か月以内のものに限る。)</p>	規則第2条第1項第6号	<p>官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(法第2条第5項に</p>	<p><省略></p> <p>自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書(提示時において作成した日から6か月以内のものに限る。)</p> <p>行政手続における特定の個人を</p>

	規定する個人番号（以下「個人番号」という。）の提供を行う者の個人番号及び個人識別事項の記載があるものに限る。）		規定する個人番号（以下「個人番号」という。）の提供を行う者の個人番号及び個人識別事項の記載があるものに限る。）	識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平成26年総務省令第85号）第32条第1項の規定により還付された個人番号カード（以下「還付された個人番号カード」という。）	
<省略>			<省略>		
規則第3条第2号ロ前段	官公署若しくは個人番号利用事務等実施者から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（当該提供を行う者の個人番号及び個人識別事項が記載されているものに限る。）	個人番号カード <省略> <省略> <省略>	規則第3条第2号ロ前段	官公署若しくは個人番号利用事務等実施者から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（当該提供を行う者の個人番号及び個人識別事項が記載されているものに限る。）	個人番号カード 還付された個人番号カード <省略> <省略> <省略>
<省略>			<省略>		

規則第7 条第1項 第2号	官公署から発行	<省略>	規則第7 条第1項 第2号	官公署から発行	<省略>
	され、又は発給	<省略>		され、又は発給	<省略>
	された書類その	<省略>		された書類その	<省略>
	他これに類する 書類であって、 <u>令第12条第2 項第1号</u> に掲げ る書類に記載さ れた個人識別事 項が記載され、 かつ、写真の表 示その他の当該 書類に施された 措置によって、 当該書類の提示 を行う者が当該 個人識別事項に より識別される 特定の個人と同 一の者であるこ とを確認するこ とができるもの として個人番号 利用事務実施者 が適当と認める もの	<省略>		他これに類する 書類であって、 <u>令第12条第3 項第1号</u> に掲げ る書類に記載さ れた個人識別事 項が記載され、 かつ、写真の表 示その他の当該 書類に施された 措置によって、 当該書類の提示 を行う者が当該 個人識別事項に より識別される 特定の個人と同 一の者であるこ とを確認するこ とができるもの として個人番号 利用事務実施者 が適当と認める もの	<省略>
<省略>			<省略>		
規則第9 条第4項	<u>令第12条第2 項第1号</u> に掲げ る書類に記載さ れている個人識 別事項により識 別される特定の 個人と同一の者 であることが明	雇用契約成立時 等に本人である ことの確認を行 っている雇用関 係その他これに 準ずる関係にあ る者であって、 知覚すること等	規則第9 条第4項	<u>令第12条第3 項第1号</u> に掲げ る書類に記載さ れている個人識 別事項により識 別される特定の 個人と同一の者 であることが明	雇用契約成立時 等に本人である ことの確認を行 っている雇用関 係その他これに 準ずる関係にあ る者であって、 知覚すること等

	<p>らかであると個人番号利用事務実施者が認める場合</p>	<p>により、本人の代理人として個人番号を提供する者が<u>令第12条第2項第1号</u>に掲げる書類に記載されている個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であること（以下「個人番号の提供を行う者が本人の代理人であること」という。）が明らかな場合</p> <p><省略></p> <p><省略></p> <p><省略></p>		<p>らかであると個人番号利用事務実施者が認める場合</p>	<p>により、本人の代理人として個人番号を提供する者が<u>令第12条第3項第1号</u>に掲げる書類に記載されている個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であること（以下「個人番号の提供を行う者が本人の代理人であること」という。）が明らかな場合</p> <p><省略></p> <p><省略></p> <p><省略></p>
規則第9条第5項第6号	<p>官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（本人の個人番号及び個人識別事項の記載があるものに限る。）</p>	<p><省略></p> <p>自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書（提示時において作成した日から6か月以内のものに限る。）</p>	規則第9条第5項第6号	<p>官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（本人の個人番号及び個人識別事項の記載があるものに限る。）</p>	<p><省略></p> <p>自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書（提示時において作成した日から6か月以内のものに限る。）</p> <p><u>還付された個人番号カード</u></p>
	<省略>			<省略>	

規則第10条第3号ロ前段	官公署若しくは個人番号利用事務等実施者から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（本人の個人番号及び個人識別事項の記載があるものに限る。）	本人の個人番号カード	規則第10条第3号ロ前段	官公署若しくは個人番号利用事務等実施者から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（本人の個人番号及び個人識別事項の記載があるものに限る。）	本人の個人番号カード
		<省略>			<u>本人の還付された個人番号カード</u>
		<省略>			<省略>
		<省略>			<省略>
<省略>			<省略>		